

IFC 検定ガイドライン

IFC Certification Guideline
Version 2.0

2023 年 1 月

一般社団法人 buildingSMART Japan
ソフトウェア検定グループ

本書の著作権は一般社団法人 buildingSMART Japan に帰属します。
Copyright(C) 2020 buildingSMART Japan. ALL Rights Reserved.

■ ソフトウェア検定グループ

(敬称略、五十音順)

	青井 俊洋	一般社団法人 buildingSMART Japan (bSJ 技術標準委員会 副委員長)
主幹	有賀 貴志	一般社団法人 buildingSMART Japan (bSJ 技術標準委員会 委員長)
	遠藤 卓也	一般財団法人日本建設情報総合センター
	小島 尚	清水建設株式会社 (bSJ 技術委員会 モデリング支援小委員会 委員長)
	西木 也寸志	一般社団法人 buildingSMART Japan (bSJ 技術標準委員会 副委員長)
	長谷川 充	有限会社水都環境 (bSJ 土木委員会 下水道小委員会)
	山本 誠	新菱冷熱工業株式会社 (bSJ 建築委員会 設備環境小委員会)

■ 問い合わせ先

bSJ 事務局 office@building-smart.or.jp

■ 履歴

改訂日	内容	状態
2019年12月6日	第1版発行	AUTHORIZED
2020年1月14日	第1版修正1発行（修正は附属書Hに記載）	AUTHORIZED
2020年2月7日	第1版修正2発行（修正は附属書Hに記載）	AUTHORIZED
2020年3月6日	第1版修正3発行（修正は附属書Hに記載）	AUTHORIZED
2020年9月4日	第1版修正4発行（修正は附属書Hに記載）	AUTHORIZED
2020年10月9日	第1版修正5発行（修正は附属書Hに記載）	AUTHORIZED
2021年3月5日	第1版修正6発行（修正は附属書Hに記載）	AUTHORIZED
2021年6月4日	第1版修正7発行（修正は附属書Hに記載）	AUTHORIZED
2021年7月30日	第1版修正8発行（修正は附属書Hに記載）	AUTHORIZED
2023年1月13日	第2版発行（改定は附属書Hに記載）	AUTHORIZED

まえがき

近年、国内外の建設分野においては、3次元プロダクトモデルによるデータ連携の有用性が認知され、実業務における利活用が活発に行われている。3次元プロダクトモデルのデータ連携では、“openBIM”という考え方に基づいて、設備、建築および土木の各分野を超えた BIM の活用が進んでいる。BIM によるデータ連携を支えるのは、情報を適切に活用しようとするユーザーの強い意志、それを実現するためにソフトウェアの地道な開発を継続しているベンダーの情熱である。一方、実業務における BIM の活用については、設備、建築および土木等の分野ごと、さらに、設計および施工等の段階ごとに、個別の最適化と活用に留まっており、BIM による情報の一貫性に基づくデータ連携といった、本来の能力が十分に発揮できていないのが実情である。

これら課題解決のため、一般社団法人 buildingSMART Japan（以下、bSJ）では、BIM におけるデータ連携のデータモデルの中核である IFC (Industry Foundation Classes) の開発、運用、標準化に関する活動と、これらに基づくソフトウェアの IFC 入出力機能を対象とした IFC 検定を実施している。IFC 検定は、設備を皮切りに、建築から土木と対象分野を広げてきた。そして、BIM によりこれらの分野を超えたデータ連携が現実となったことから、bSJ では、これまでの IFC 検定の在り方、プロセスを見直し、より正確で実効性のある IFC 検定を実現するための組織の充実を図っている。

2020年2月 「IFC 検定委員会」

2020年10月 「技術標準委員会 IFC 検定小委員会」

2022年6月 「ソフトウェア検定グループ」

ソフトウェア検定グループは、IFC 検定の実施、IFC 検定員の養成をはじめとして、IDM、MVD の作成支援から承認などの活動を行っている。

IFC 検定の実効性を保証する取り組みの一環として、bSJ と一般財団法人 日本建設情報総合センター（以下、JACIC）は、2019年5月30日、「土木 IFC 検定」を共同で実施する覚書を交わした。これにより、国土交通省が進める BIM/CIM 施策に利用する BIM ソフトウェアの普及を支援、JACIC が持つ土木分野における知見を取り入れた IFC 検定の実施が可能になる。土木 IFC 検定は、bSJ と JACIC が共同で実施し、合格を認証する。今後、bSJ は、設備、建築および土木等の分野に関する様々な専門団体との連携を進めることで、IFC 検定のより一層の充実を目指している。

本ガイドラインは、IFC 検定に関する全般的なルールを定めたものである。IFC 検定の具体的な内容は、対象分野の IDM および MVD に基づいて IFC 検定ごとに定める。このガイドラインを、オーナー、ユーザー、ベンダーなど多くが参照することにより、より高度なデータ連携の達成に向けた取り組みが活発になることを願っている。

2023年1月 ソフトウェア検定グループ

目次

1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	2
3 用語.....	3
4 附属書.....	4
5 略語.....	5
6 IFC 検定の目的.....	6
7 基本方針.....	7
8 運営組織.....	8
9 IFC 検定.....	9
9.1 IFC 検定の単位.....	9
9.2 IFC 検定の区分.....	9
9.3 IFC 検定の種別.....	9
10 IFC 検定の実施手順.....	11
10.1 IFC 検定の受検を申し込む.....	11
10.2 IFC 検定の申し込み内容を確認する.....	11
10.3 IFC 検定の実施を指示する.....	11
10.4 IFC 検定を実施する.....	12
10.5 IFC 検定の結果を承認する.....	12
10.6 IFC 検定の結果を認証する.....	12
10.7 IFC 検定結果を通知する.....	13
10.8 IFC 検定結果を通知および公表する.....	13
11 IFC 検定で用いる基準類.....	14
12 IFC 検定の合否の判定.....	15
12.1 検定要件の判定.....	15
12.2 IFC 検定の合否の判定.....	15
12.3 再検定.....	15
13 有効期間.....	16
13.1 合格の有効期間.....	16
13.2 定期検定の受検期間が合格の有効期間を超える場合.....	16
13.3 合格の取り消し.....	16
14 検定料金.....	17
14.1 原則.....	17
14.2 検定料金の特例.....	17
14.3 特別料金.....	18
15 検定要件の除外の特例.....	19

16	異議申し立て	20
17	情報の公表	21
17.1	bSJ 会員への情報の公表	21
17.2	bSJ 非会員への情報の公表	21
18	免責事項	22
19	附属書 A（規定）IFC 検定を受検するソフトウェアの考え方	23
19.1	通常検定におけるバージョン	23
19.2	ベータバージョンでの受検	23
19.3	OEM 製品	23
19.4	同一製品を複数の販売会社に取り扱う場合	23
19.5	ソフトウェアと IFC 入出力機能が一体ではない場合	23
20	附属書 B（規定）IFC 検定の申し込み方法	25
20.1	IFC 検定の申し込み手順	25
20.2	IFC 検定申込書の記載事項	26
20.3	定期検定の申し込み期間および受検期間	27
21	附属書 C（規定）合格証明番号	28
21.1	合格証明番号の定義	28
22	附属書 D（規定）合格証書および合格ロゴの使用規則	29
22.1	合格証書および合格ロゴの使用許可	29
22.2	合格証書および合格ロゴの発行	29
22.3	合格証書および合格ロゴの使用上の遵守事項	29
22.4	合格証書および合格ロゴの使用許可の取り消し	29
22.5	合格ロゴの使用細則	30
23	附属書 E（規定）検定要件の確認方法	33
23.1	出力検定	33
23.2	入力検定	34
23.3	入出力検定	35
24	附属書 F（規定）検定料金の算定方法	36
24.1	通常検定	36
24.2	定期検定	36
24.3	臨時検定	36
25	附属書 G（規定）IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員	37
25.1	役割と責任	37
25.2	資格要件	37
25.3	IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員の認定	38
25.4	IFC 検定員研修	38

26 附属書 H (参考) 改訂履歴内訳.....	39
26.1 第 1 版修正 1	39
26.2 第 1 版修正 2	39
26.3 第 1 版修正 3	39
26.4 第 1 版修正 4	39
26.5 第 1 版修正 5	39
26.6 第 1 版修正 6	40
26.7 第 1 版修正 7	41
26.8 第 1 版修正 8	41
26.9 第 2 版.....	42

1 適用範囲

このガイドラインは、IFC 検定の実施について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格（国際規格）は、このガイドラインに引用されることによって、このガイドラインの規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 3401	CAD 用語
JIZ Z 8301	規格表の様式及び作成方法
ISO 16739	Industry Foundation Classes (IFC) for data sharing in the construction and facility management industries
ISO 19650-1	Organization and digitization of information about buildings and civil engineering works, including building information modelling (BIM) — Information management using building information modelling — Part 1: Concepts and principles
ISO 29481-1	Building information modelling — Information delivery manual — Part 1: Methodology and format
ISO 29481-2	Building information models — Information delivery manual — Part 2: Interaction framework

3 用語

このガイドラインで用いる用語は、次による。

受検ソフトウェア	IFC 検定を受検するソフトウェア
合格ソフトウェア	IFC 検定合格を認証されたソフトウェア

4 附属書

このガイドラインには、以下の附属書がある。

附属書 A (規定) IFC 検定を受検するソフトウェアの考え方

附属書 B (規定) IFC 検定の申し込み方法

附属書 C (規定) 合格証明番号

附属書 D (規定) 合格証書および合格ロゴの使用規則

附属書 E (規定) 検定要件の確認方法

附属書 F (規定) 検定料金の算定方法

附属書 G (規定) IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員

附属書 H (参考) 改訂履歴内訳

5 略語

このガイドラインで用いる略語は、次による。

bSI	buildingSMART International
bSJ	buildingSMART Japan
CAD	Computer Aided Design (JIS B 3401 参照)
IDM	Information Delivery Manual (ISO29481-1 参照)
IFC	Industry Foundation Classes (ISO16739 参照)
MVD	Model View Definition

6 IFC 検定の目的

IFC 検定とは、bSJ が公益的な見地から、IFC の入力機能および出力機能を備える CAD 等のソフトウェアに対して、IFC を実業務で用いるユーザーの要求の実現のため、IFC、IDM および MVD 等への適合性を厳格に審査し、合否を判定するものである。IFC 検定の目的は、次の 3 点である。

- プロジェクトの利用場面に対する情報連携の目的に応じた IFC の利用ルールを定め、データの円滑な交換および品質の向上を図る。
- ソフトウェアの IFC に関する機能の実装状況を公開し、ユーザーのソフトウェア選定の一助とする。
- 合格ソフトウェアの情報を公開し、IFC に対応したソフトウェアの利用普及を図る。

7 基本方針

IFC 検定は、IFC による情報連携のプロセス、交換要求、モデル要件、機能要求等を定めたモデル情報交換要件（以下、IDM）に基づいて、IFC の利用ルールを定めたモデルビュー一定義（以下、MVD）を作成し、CAD 等のソフトウェアの入力機能、出力機能、その他関連する機能が IFC および MVD に適合するかを技術的に厳格に審査するものである。IFC 検定の実施に関する基本方針を以下に示す。

- IFC 検定は、IDM および MVD 等に基づいて定めた検定要領に従って実施する。
- 検定要領には、IFC 検定の合否判定の基準となる検定要件等を示す。
- IFC に論理的完全対応すること。ただし、各ソフトウェアの特性を考慮し、想定される BIM データ連携業務において有効に利活用可能なレベルであることを合否判定の基準とする。
- データ交換上の必要に応じて複数の MVD に対する検定が必要な場合がある。
- IFC 検定は、受検者からの申し込みにより随時実施する。IFC 検定の期間は、検定料金の支払いの完了から IFC 検定結果の公開までとし、6 か月以内とする。ただし、すぐに開始できない場合がある。IFC 検定の期間におけるスケジュールの詳細は、検定要領で定めるものとする。
- IFC 検定は、会員の受検を想定するが、非会員であっても受検可能とする。
- IFC 検定の申し込みから IFC 検定結果の公開までの間に、不正行為が発覚した場合は、IFC 検定を中止する。不正行為の発覚により IFC 検定を中止した場合、検定料金は返還しない。
- IFC 検定結果を公表した後に、不正行為が発覚した場合は、ただちに IFC 検定合格を取り消す。この場合、IFC 検定合格の認証の取り消しと、不正行為の内容を bSJ ホームページにて公開する。

8 運営組織

IFC 検定は、以下の 3 つの組織が実施する。

- ソフトウェア検定グループは、IFC 検定の企画、運営、結果の承認を行う。
- IFC 検定チームは、IFC 検定を実施する。
- bSJ 代表理事は、IFC 検定の結果の認証を行う。
- bSJ 事務局は、IFC 検定に関する事務手続き等を行う。

9 IFC 検定

9.1 IFC 検定の単位

IFC 検定の 1 単位は、IFC 検定の区分、MVD、ソフトウェア識別情報で特定する単一のソフトウェアの組み合わせとする。IFC 検定の単位とするソフトウェアの考え方を「附属書 A（規定）IFC 検定を受検するソフトウェアの考え方」に示す。

9.2 IFC 検定の区分

IFC 検定の区分は、以下のとおりとする（以下、検定区分という）。

9.2.1 入力検定

入力検定は、IFC ファイルの入力機能を有するソフトウェアに対して、検定要件のとおり
に IFC ファイルを入力できるか関連する機能を検定する。

入力検定に対する検定要件を「附属書 E（規定）検定要件の確認方法」に示す。

9.2.2 出力検定

出力検定は、IFC ファイルの出力機能を有するソフトウェアに対して、検定要件のとおり
に IFC ファイルを出力できるか関連する機能を検定する。

出力検定に対する検定要件を「附属書 E（規定）検定要件の確認方法」に示す。

9.2.3 入出力検定

入出力検定は、IFC ファイルの入力機能と出力機能を有するソフトウェアに対して、上記
の入力検定と出力検定を行う。

入出力検定に対する検定要件を「附属書 E（規定）検定要件の確認方法」に示す。

9.3 IFC 検定の種別

IFC 検定の種別は、以下のとおりとする（以下、検定種別という）。

9.3.1 通常検定

検定区分に基づいて、IFC 検定の対象となる機能を確認する。通常検定に合格した場合、検定合格証明書の発行日の翌月を 1 か月目として 12 か月目までを合格の有効期間とする。

初めて IFC 検定を受検する場合のほか、合格ソフトウェアにおいても、次の場合は、新規の通常検定が必要となる。

- ソフトウェア識別情報を変更した場合。
- 性能表示書の記載事項に変更が生じた場合。

9.3.2 定期検定

定期検定は、合格ソフトウェアを対象に、所定の品質を維持していることを確認することを目的に、通常検定に準じた検定を行う。定期検定は、性能表示書に記載の項目が、通常検定の受検時点と合格の有効期間の末の時点で変更がない場合に受検できる。定期検定に合格した場合、合格の有効期間を 12 か月延長する。定期検定に不合格の場合、合格の有効期間の末で合格を取り消す。

9.3.3 臨時検定

合格ソフトウェアを対象に、ユーザーからの報告等で IFC 検定の結果に著しい影響がある事態が判明した場合などに、当該事実をホームページ等で公表するとともに、必要に応じて臨時検定を実施する。臨時検定に合格できない場合は、期限付きで修正を求める。修正できない場合は、認証を取り消す。

10 IFC 検定の実施手順

IFC 検定の実施手順をエラー! 参照元が見つかりません。に示す。

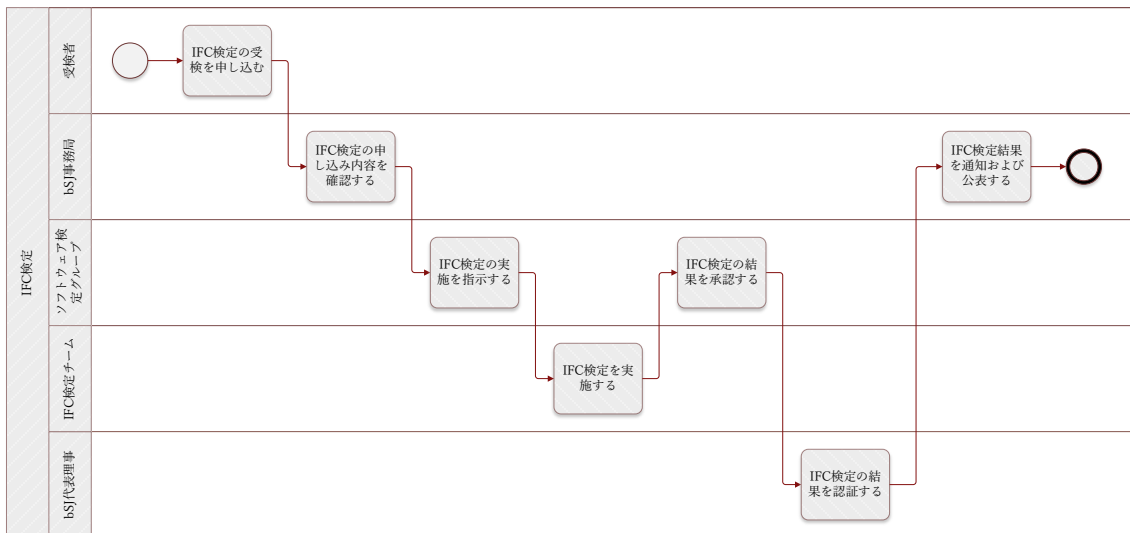


図 10.1 IFC 検定の実施手順

10.1 IFC 検定の受検を申し込む

受検者は、bSJ 事務局に IFC 検定の申し込みを行う。IFC 検定の申し込みに際して、受検者の情報、受検するソフトウェアの情報、検定区分および検定種別、検定要件の除外の特例等に関して申告しなければならない。IFC 検定の申し込みの方法は、「附属書 B（規定）IFC 検定の申し込み方法」に示す。

10.2 IFC 検定の申し込み内容を確認する

bSJ 事務局は、受検者からの IFC 検定の申し込みの内容を確認し、不備がなければ申し込みを受理する。bSJ 事務局は、IFC 検定の申し込みを受理したのち、受検者の支払い担当者に検定料金の請求書を送付する。受検者は、支払い期限内に検定料金を支払う。IFC 検定の申し込みの確認は、「附属書 B（規定）IFC 検定の申し込み方法」に示す。

10.3 IFC 検定の実施を指示する

ソフトウェア検定グループは、IFC 検定の実施内容に応じた IFC 検定グループを設置し、IFC 検定グループに IFC 検定の実施を指示する。IFC 検定グループは、ソフトウェア検定グループが認めた IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員で構成する。

10.4 IFC 検定を実施する

IFC 検定チームは、検定要領に従って IFC 検定を実施し、検定要件を満たしているか確認し、IFC 検定の合否を判定する。

IFC 検定は、検定区分および検定種別に関わらず、次の作業を実施する。

- ① IFC 検定チームは、検定要領に従い、受検者に IFC ファイル等の提出を求める。IFC 検定チームは、受検者が提出した IFC ファイル等が検定要件を満たしているか確認する。
- ② IFC 検定チームおよび受検者は、双方の立ち合いにおいて受検ソフトウェアが検定要件を満たしているか確認する（以下、ワークショップという）。
- ③ IFC 検定チームは、ワークショップにおいて受検者に IFC ファイル等の提出を求める場合がある。
- ④ IFC 検定チームは、①から③までの実施内容を精査し、IFC 検定の合否を判定する。IFC 検定チームは、次の資料を作成し、ソフトウェア検定グループに提出する。
 - 検定報告書
 - ソフトウェア性能情報

10.5 IFC 検定の結果を承認する

ソフトウェア検定グループは、検定報告書およびソフトウェア性能情報を精査し IFC 検定の結果を承認する。ソフトウェア検定グループは、次の資料を作成し、bSJ 代表理事に提出する。

- 合格の場合：IFC 検定合格証明書、IFC 検定合格証書
- 不合格の場合：不合格通知書

10.6 IFC 検定の結果を認証する

bSJ 代表理事は、IFC 検定の結果を認証する。bSJ 代表理事は、次の資料を発行する。

- 合格の場合：IFC 検定合格証明書、IFC 検定合格証書
- 不合格の場合：不合格通知書

10.7 IFC 検定結果を通知する

10.8 IFC 検定結果を通知および公表する

bSJ 事務局は、IFC 検定結果を受検者に通知する。

- 合格の場合：IFC 検定合格証明書、IFC 検定合格証書、合格ロゴ
- 不合格の場合：不合格通知書

合格の場合、bSJ 事務局は、合格ソフトウェアに関する次の情報を WEB サイトで公表する。

- ソフトウェアの名称およびバージョン
- アドオンの名称およびバージョン
- 検定区分
- 合格の有効期間
- 検定合格証明書

11 IFC 検定で用いる基準類

ソフトウェア検定グループは、bSJ が IFC 検定を実施するうえで必要となる基準類を定める。IFC 検定に用いる基準類は、次のとおりとする。

- IFC 検定ガイドライン（本書）
- IFC 仕様書
- IDM
- MVD
- 検定実施要領
- 検定要領
- 検定課題

12 IFC 検定の合否の判定

12.1 検定要件の判定

検定要件の判定は、以下のとおりとする。

- OK 検定要件に適合する。
- NG 検定要件に適合しない。
- 保留 検定要件に複数の解釈が可能であること等、OK または NG の判定が困難な場合に判定を保留する。

検定要件の確認方法は、「附属書 E（規定）検定要件の確認方法」に示す。

保留が発生した場合、ソフトウェア検定グループにおいて、すみやかに検定要件の確認を行ったうえで再判定を行う。再判定において、OK、NG、判定除外を確定する。なお、OK については、条件付きとする場合があり、その場合、条件をソフトウェア性能情報に記載して公表する。

12.2 IFC 検定の合否の判定

IFC 検定の合否の判定は、以下のとおりとする。

- 合格 すべての検定要件が OK である。
- 不合格 検定要件にひとつでも NG がある。

12.3 再検定

IFC 検定の判定が不合格となった場合、受検者の希望により IFC 検定を継続することができる（以下、再検定という）。その場合、ソフトウェア検定グループは、期限付きで修正を認める。再検定は、同一の内容について 1 回までとする。

再検定の申し込みは、IFC 検定結果の通知日より 2 週間以内とする。修正期間は、再検定の申し込みの受領日から最大 3 か月とする。

修正期限内に修正が完了した場合、修正箇所の検定要件の判定を行う。修正期限内に修正できなければ、受検者の希望により再延長できる。ただし、再延長は 1 回までとする。

13 有効期間

13.1 合格の有効期間

IFC 検定の合格の有効期間は、検定合格証明書の発行日の翌月より 12 か月とする。

13.2 定期検定の受検期間が合格の有効期間を超える場合

定期検定の受検が、合格の有効期間を超えて 13 か月日から 14 か月目に及ぶ場合、bSJ ホームページに掲載の合格の有効期間は変更せず、14 か月日まで掲載を継続する。

13.3 合格の取り消し

合格の有効期間内に、次の事実が判明した場合、合格を取り消す。

- IFC 検定の申し込みに虚偽の記載が判明した場合。
- IFC 検定の実施における不正行為が判明した場合。
- 合格ソフトウェアに関するホームページ、カタログ等の記載が、ソフトウェア識別情報、ソフトウェア性能情報と異なることが判明した場合。
- 合格ロゴの使用が不適切であることが判明した場合。

14 検定料金

14.1 原則

IFC 検定の検定料金は、以下を原則とする。

- 通常検定の検定料金を基本料金とし、「附属書 F（規定）検定料金の算定方法」に基づいて定期検定、臨時検定の検定料金を定める。
- 基本料金は、会員に適用する料金とする。非会員が受検する場合は、基本料金に 3 を乗じた金額とする。
- 通常検定、定期検定、臨時検定および再検定の料金は、検定毎に定める。

14.2 検定料金の特例

14.2.1 スポンサーの区分による割引率

検定料金に、スポンサーの区分に応じて次の割引率を設定する。

ダイヤモンド	75%
プラチナ	50%
ゴールド	50%
シルバー	50%

14.2.2 シリーズの特例

検定区分および検定種別に応じて下記の計算を適用する。

通常検定 基本料金 + 基本料金 × 10% × (シリーズ製品数 - 1)

追加受検 基本料金 × 50% + 基本料金 × 10% × (追加シリーズ製品数 - 1)

通常検定におけるシリーズの特例の適用条件

- シリーズは、ひとつのソフトウェア性能情報とする。(ひとつのシリーズで、異なるソフトウェア性能情報として公表することはできない。)
- 検定申請時にシリーズとして販売していることが一般に公表されている HP、カタログ等で確認できる。
- シリーズで合格の場合は、シリーズに含まれる単体の製品の合格は表示できない。
- 追加受検は、合格ソフトウェアに対して適用する。

14.3 特別料金

受検者の希望する会場にて IFC 検定を行う場合、通常検定、定期検定、臨時検定の料金の他に、特別料金 10 万円（消費税別）と旅費交通費の実費を請求する。

15 検定要件の除外の特例

IFC 検定では、検定要件に対する完全対応を求める。ただし、受検ソフトウェアの特性（業種毎の特殊性や実用レベル）を考慮し、検定要領に応じて検定要件を除外する特例を認める場合がある。検定要件の除外の特例は、検定の申し込み時に所定の方法でソフトウェア検定グループに対して申告する。検定要件の除外の特例が申告された場合、その申告事項についてソフトウェア検定グループと受検者で協議し、双方の合意に基づいて検定要件からの除外の可否を定める。検定要件の除外の特例は、IFC 検定に合格した際に、その内容および理由をソフトウェア性能情報に記載して一般に公表する。

検定要件の除外の特例の申告は、検定の申し込み時のみとし、受検開始後の申告は、一切認めない。

16 異議申し立て

IFC 検定の受検者は、検定に対して異議申し立てを行うことができる。

- 検定実施中は、bSJ 事務局に異議申し立てを行い、ソフトウェア検定グループが審議する。
- 検定終了後は、bSJ 事務局に異議申し立てを行い、bSJ 代表理事が審議する。
- bSJ 代表理事またはソフトウェア検定グループは、受検者の異議申し立てを受領してから 2 週間以内に内容を審議し回答する。
- IFC 検定の期間中の異議申し立ては、審議の結果が出るまで検定を中断する。
- IFC 検定の終了後の異議申し立ては、IFC 検定の結果の通知日より 3 週間以内とする。
- 異議申し立てがあっても、検定料金の返還は行わない。

17 情報の公表

IFC 検定に関する情報の公表等は、以下のとおりとする。

17.1 bSJ 会員への情報の公表

bSJ 会員に、会員サイトまたは情報共有サービスにて次の情報を公表する。

- MVD

bSJ 会員のうちスポンサー会員には、さらに次の情報を開示する。

- 検定報告書

17.2 bSJ 非会員への情報の公表

bSJ 非会員に、WEB サイトにて次の情報を公表する。

- IDM
- 検定要領
- 検定課題の一部
- 受検者の会社名
- 合格ソフトウェアに関する次の情報
 - ソフトウェアの名称およびバージョン
 - アドオンの名称およびバージョン
 - 検定区分
 - 合格の有効期間
 - 検定合格証明書

18 免責事項

bSJ は、合格ソフトウェアから書き出されたデータおよび合格ソフトウェアが読み込んだデータに関する一切の責任を免れるものとする。

19 附属書 A（規定）IFC 検定を受検するソフトウェアの考え方

19.1 通常検定におけるバージョン

ソフトウェアのバージョンは、メジャー、マイナー、リビジョン、ビルドなどあり、開発会社または販売会社ごとに表記方法が異なるため、バージョンを一律に定義ができない。そのため、検定申込時にソフトウェア識別情報に記載したバージョンと異なれば、通常検定の対象とする。

19.2 ベータバージョンでの受検

IFC 検定の対象とするソフトウェアは、申し込みの時点で販売されている必要がある。ただし、個別に相談の上、IFC 検定の実施を判断する。

19.3 OEM 製品

ソフトウェア識別情報に記載の開発会社、または販売会社とは異なる会社が、合格ソフトウェアをベースとして、カスタマイズしたソフトウェアを開発・販売した場合、新しいソフトウェアは、利用目的が同じであっても合格ソフトウェアとは異なるものとする。新しいソフトウェアが IFC 検定合格の認証が必要な場合は、通常検定を受検しなければならない。

19.4 同一製品を複数の販売会社に取り扱う場合

同一商品名のソフトウェアを複数の販売会社に取り扱っている場合、IFC 検定に関係するすべての販売会社をソフトウェア識別情報に記載する。販売会社が IFC 検定を受検する場合は、ソフトウェア識別情報に記載のある販売会社から、代表の会社が受検する。IFC 検定に合格した場合、ソフトウェア識別情報に登録されている販売会社は、代表の販売会社と同等の資格を持つことができる。販売会社の増減があった場合、代表の販売会社からの申請に応じて、ソフトウェア識別情報の記載を変更する。ソフトウェア検定グループが認めた場合、代表の販売会社を変更することができる。

19.5 ソフトウェアと IFC 入出力機能が一体ではない場合

対象ソフトウェアが、独立して動作する IFC 入出力機能（IFC データコンバータ、BIM データ変換モジュールなど、以下 IFC 入出力プログラム）を通して IFC データの入出力を

行う場合、対象ソフトウェアおよび IFC 入出力プログラムの組み合わせをソフトウェア識別情報とみなす。

20 附属書 B（規定）IFC 検定の申し込み方法

20.1 IFC 検定の申し込み手順

IFC 検定の申し込みは、以下の手順を原則とする。

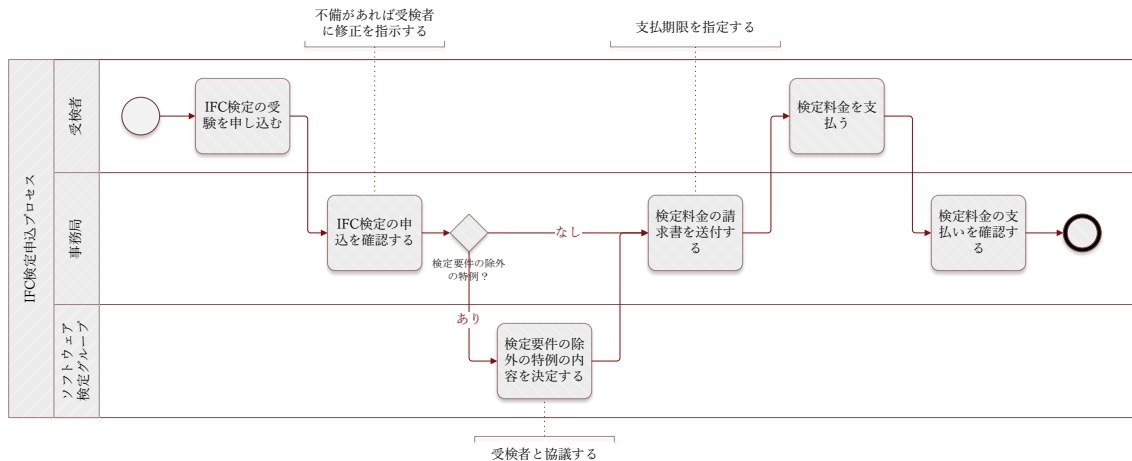


図 20.1 IFC 検定の申し込み手順

20.1.1 IFC 検定の受験を申し込む

受検者は、IFC 検定申込書を作成し、IFC 検定申込書を bSJ 事務局にメールで送付することで IFC 検定の申し込みを行う。

20.1.2 IFC 検定の申し込みを確認する

bSJ 事務局は、受検者からの IFC 検定の申し込みの内容を確認し、不備の有無を受検者に通知する。この通知は、申し込み日の翌日から起算して 5 営業日以内に行う。不備がある場合、受検者は、当該部分を修正し、bSJ 事務局に提出する。

20.1.3 検定要件の除外の特例の内容を決定する

検定要領に検定要件の除外の特例がある場合、ソフトウェア検定グループは、受検者と協議し、検定要件の除外の項目を定める。

20.1.4 検定料金の請求書を送付する

申込書に不備がない場合、bSJ 事務局は、受検者に検定料金の請求書を送付する。受検者

は、納期内に検定料金を支払う。支払い期限は、請求書に記載の請求日から起算して 60 営業日とする。

20.1.5 検定料を支払う

受検者は支払い期限内に検定料を支払う。

20.1.6 検定料金の支払いを確認する

bSJ 事務局は、支払い期限内に入金を確認した場合、ソフトウェア検定グループに IFC 検定の申し込みの完了を通知する。支払い期限内に検定料金の入金を確認できない場合、bSJ 事務局は、IFC 検定の申し込みを無効とし、受検者に通知する。

20.2 IFC 検定申込書の記載事項

20.2.1 受検者情報

受検者情報は、次のとおりとする。

- 申し込み日
- 会社名（ふりがな）
- 住所（ふりがな）
- 会員区分
- 受検担当者名（ふりがな）
 - 部署名
 - 電話番号
 - E-mail
- 支払い担当者名（ふりがな）
 - 部署名
 - 電話番号
 - E-mail
- 請求書送付先（上記の住所と異なる場合）

20.2.2 ソフトウェア識別情報

ソフトウェア識別情報は、IFC 検定の 1 単位を識別するために定めた情報のセットと定義する。IFC 検定の申し込みに必要なソフトウェア識別情報は、次のとおりとする。

- ソフトウェアの名称（ふりがな）

- ソフトウェアのバージョン
- アドオンの名称（ふりがな）
- アドオンのバージョン
- 開発会社名（ふりがな）
- 販売会社名（ふりがな）
- リリース日またはリリース予定日
- シリーズ数および一覧

20.2.3 検定申請情報

検定申請情報は、次のとおりとする。

- 検定区分
- 検定種別
- MVD の名称
- 検定希望時期（検定申込日から起算して、IFC 検定の実施の開始を 4 か月以内とする）

20.3 定期検定の申し込み期間および受検期間

定期検定の申し込み期間および受検期間は、次のとおりとする。

- 申し込み期間：合格の有効期間の 10 か月目から 11 か月目の 2 か月
- 受検期間：合格の有効期間の 10 か月目から 14 か月目の 5 か月

21 附属書 C（規定） 合格証明番号

合格証明番号は、以下のとおりとする。このガイドラインの制定前の IFC 検定で付与された認証番号は、継続して使用できる。

21.1 合格証明番号の定義

合格証明番号は、以下のとおり定義する。

AAAAA-BB-C-DD

- AAAAA：MVD の識別子（英数字 5 文字以内）
 - ◇ MEP：設備モデルビュー定義
 - ◇ QTO：仕上積算モデルビュー定義
 - ◇ BCC：建築確認モデルビュー定義
 - ◇ STL：鉄骨モデルビュー定義
 - ◇ CVL01：土木モデルビュー定義（クラス限定版）
 - ◇ CVL02：土木モデルビュー定義（クラス拡張版）

- BB：MVD の発行年次（西暦の下 2 桁）

- C：検定区分
 - i：入力検定
 - e：出力検定
 - ie：入出力検定

- DD：MVD ごとの合格証明の通し番号

22 附属書 D（規定） 合格証書および合格ロゴの使用規則

この規則は、bSJ が行う IFC 検定合格証書（以下、合格証書という）および IFC 検定合格を証明するロゴ（以下、合格ロゴという）の使用に関する事項を定める。

22.1 合格証書および合格ロゴの使用許可

IFC 検定に合格した受検者（以下、合格者という）は、この規則を遵守することを条件として合格証書および合格ロゴを使用することができる。

22.2 合格証書および合格ロゴの発行

bSJ 事務局は、合格者に合格証書を 1 通および合格ロゴのデータを発行する。

22.3 合格証書および合格ロゴの使用上の遵守事項

- 掲示を目的とする場合に限り、合格証書を複写して使用することができる。
- 合格ロゴを縮小または拡大して使用する場合は、bSJ が発行した合格ロゴと縦横比を変えてはならない。
- 合格証書および合格ロゴに関する権利を第三者に譲渡することはできない。

22.4 合格証書および合格ロゴの使用許可の取り消し

合格者の合格証書および合格ロゴの使用状況がこの規則に反すると bSJ が判断した場合、bSJ は、合格者に対して期限付きの是正措置を求める。期限内に是正措置が履行できない場合、bSJ は、合格者に対する合格証書および合格ロゴの使用許可を取り消すことができる。

22.5 合格ロゴの使用細則

22.5.1 合格ロゴのデザイン

合格ロゴのデザインは、次のとおりとする。



22.5.2 合格ロゴの色およびフォントの指定

合格ロゴの色およびフォントは、buildingSMART International の規定に従う。合格ロゴの色は、次に示すカラーまたはモノクロとする。



bSJ
IFC2x3
MEP01-21-e-00

カラー



bSJ
IFC2x3
MEP01-21-e-01

モノクロ

合格ロゴは、合格ロゴのデザインおよび色の指定を変更して使用してはならない。合格ロゴの違反例を次に示す。



**bSJ
IFC2x3**

合格証明番号が記載されていない



**bSJ
IFC2x3
MEP01-21-e-00**

グレースケールを使用している

22.5.3 合格ロゴの使用の基本事項

合格ロゴは、IFC 検定に合格したソフトウェアのバージョンに対して有効である。合格ロゴを示す際は、bSJ のホームページで公表しているソフトウェアの名称ならびにバージョンを明記しなければならない。

IFC 検定に合格したソフトウェアと他の商品をセットで販売する場合、IFC 検定に合格したソフトウェアと他のソフトウェアが明確に区別できるように示さなければならない。

ソフトウェア性能情報がある場合は、合格ロゴに該当事項を示さなければならない。該当事項を示す方法は、bSJ のホームページの URL を示すことでもよい。ソフトウェア性能情報がある場合の記載例を次に示す。



**bSJ
IFC2x3
MEP01-21-e-00**

ソフトウェア性能情報
は bSJ のホームページ
を参照してください

22.5.4 土木 IFC 検定に関する合格ロゴ（連名）のデザイン

buildingSMART Japan と一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が共同で実施する土木 IFC 検定の合格ロゴのデザインは、次のとおりとする。その他は、上記記載事項に従う。



23 附属書 E（規定） 検定要件の確認方法

検定要件の確認方法は、以下のとおりとする。

23.1 出力検定

23.1.1 IFC との適合性

- 検定課題に従って作成し、受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルを、IFC チェックツールに読み込み、IFC チェックツールの結果が IFC スキーマと一致していることを確認する。
- IFC 検定で使用する IFC チェックツールは、受検者にあらかじめ知らせる。

23.1.2 MVD との適合性

- 検定課題に従って作成し、受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルを、オブジェクト図作成ツール等に読み込み、オブジェクト図を作成して、オブジェクト図が MVD と一致していることを確認する。
- IFC 検定で使用するオブジェクト図作成ツール等は、受検者にあらかじめ知らせる。

23.1.3 IDM との適合性

- 検定課題に従って作成し、受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルを、IFC ビューワに読み込み、オブジェクト形状の相互関係、空間構造要素への所属関係、オブジェクトの分割単位等がモデル要件と一致していることを確認する。なお、IFC ビューワにより表示結果に差異が生じる可能性があるため、出力検定では、IFC ビューワを複数使用する。
- IFC 検定で使用する IFC ビューワは、受検者にあらかじめ知らせる。

23.1.4 検定課題との適合性

- 検定課題に従って作成し、受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルを IFC ビューワに読み込み、形状および寸法等を表示し検定課題と一致していることを確認する。なお、IFC ビューワにより表示結果に差異が生じる可能性があるため、出力検定では、IFC ビューワを複数使用する。
- 受検ソフトウェアと IFC ビューワの双方で幾何形状および属性情報等を表示して、双方が一致しているか確認する。

- IFC 検定で使用する IFC ビューワは、受検者にあらかじめ知らせる。
- 受検ソフトウェアにおけるモデルの作成方法により生じた幾何形状の差異は、検定課題の目的から大きく逸脱しない範囲で許容する。

23.1.5 その他の適合性

- 検定課題に従って作成し、受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルが、検定課題に示す色等に一致しているか確認する。確認方法は、検定要件に定める。

23.1.6 検定要件の確認時の修正回数

- 検定要件の判定が NG の場合、受検者に NG の内容を通知し、修正を求める。ただし、修正可能回数は、最大 3 回とする。1 回の修正期間は、最大 2 週間とする。修正可能回数または修正期間を超過した場合、ただちに IFC 検定を中止する。この場合、IFC 検定は、不合格となる。

23.2 入力検定

23.2.1 検定課題との適合性

- 検定課題の IFC ファイルを受検ソフトウェアに入力し、幾何形状および属性情報等を表示し、検定課題と一致していることを確認する。
- 受検ソフトウェアと IFC ビューワの双方で、幾何形状および属性情報等の照合を行う。
- IFC 検定で使用する IFC ビューワは、受検者にあらかじめ知らせる。
- 受検ソフトウェアで表示した幾何形状と検定課題の差異は、検定課題の目的から大きく逸脱しない範囲で許容する。

23.2.2 その他の適合性

- 検定課題の IFC ファイルを受検ソフトウェアに入力し、検定課題の IFC ファイルの色等に一致しているか確認する。確認方法は、検定要件に定める。

23.2.3 検定要件の確認時の修正回数

- 検定要件の判定が NG の場合、受検者に NG の内容を通知し、修正を求める。ただし、修正可能回数は、最大 3 回とする。1 回の修正期間は、最大 2 週間とする。修正可能回数または修正期間を超過した場合、ただちに IFC 検定を中止する。この場合、IFC 検定は、不合格となる。

23.3 入出力検定

入出力検定は、23.1 の出力検定および 23.2 の入力検定の検定要件に適合することに加えて次の検定要件の確認を行うこととする。

23.3.1 IFC ファイルの適合性

- 受検ソフトウェアが出力した IFC ファイル（以下、IFC ファイル A）を受検ソフトウェアに入力し一切の操作を加えずに再び出力した IFC ファイル（以下、IFC ファイル B）と比較し、IFC ファイル A と IFC ファイル B が論理的に一致することを確認する。確認方法は、検定要件に定める。

24 附属書 F（規定） 検定料金の算定方法

IFC 検定の検定料金の算定方法は、以下のとおりとする。

24.1 通常検定

通常検定の検定料金の算定は、以下のとおりとする。

- 出力検定 基本料金 A
- 入力検定 基本料金 B
- 入出力検定 基本料金 C = (基本料金 A + 基本料金 B) × 75%

24.2 定期検定

定期検定の検定料金の算定は、以下のとおりとする。

- 出力検定 基本料金 A × 50%
- 入力検定 基本料金 B × 50%
- 入出力検定 基本料金 C × 50%

24.3 臨時検定

臨時検定の検定料金の算定は、以下のとおりとする。

- 出力検定 基本料金 A × 25%
- 入力検定 基本料金 B × 25%
- 入出力検定 基本料金 C × 25%

25 附属書 G（規定）IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員

25.1 役割と責任

IFC 検定にかかわる役割と責任を表 25.1 に示す。

表 25.1 役割と責任

役割	責任
IFC 検定リーダー	<ul style="list-style-type: none"> IFC 検定ガイドライン等に従って、IFC 検定を公正、適切に実施する。 検定報告書、ソフトウェア性能情報および付随する書類を作成する。 IFC 検定の合格・不合格を判定し、ソフトウェア検定グループに報告する。
IFC 検定員	<ul style="list-style-type: none"> IFC 検定ガイドライン等に従って、IFC 検定を公正、適切に実施する。 検定報告書、ソフトウェア性能情報および付随する書類を作成する。 IFC 検定リーダーを補佐する。

25.2 資格要件

25.2.1 IFC 検定リーダーの資格要件

IFC 検定リーダーの資格要件は、次のとおりとする。

- IFC 検定を実施した IDM および MVD を 1 つ以上作成した実績を有すること。
- IFC 検定員として入力検定 1 回以上および出力検定 1 回以上に参与した実績を有すること。
- ただし、ソフトウェア検定グループが認めた場合は、その限りではない。

25.2.2 IFC 検定員の資格要件

IFC 検定員の資格要件は、次のとおりとする。

- 1) IFC 検定員研修を修了していること。
- 2) ただし、ソフトウェア検定グループが認めた場合は、その限りではない。

25.3 IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員の認定

IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員の認定は、次のとおりとする。

- 1) ソフトウェア検定グループは、ひとつの IFC 検定に対し、IFC 検定リーダーの候補者を 1 名指名する。
- 2) ソフトウェア検定グループは、IFC 検定リーダーが当該 IFC 検定に適するか審査し、問題なしと認めた場合、IFC 検定リーダーを認定する。
- 3) IFC 検定リーダーは、IFC 検定員の候補者を 2 名以上指名する。
- 4) IFC 検定リーダーは、IFC 検定員研修を開催し、IFC 検定員研修の修了者をソフトウェア検定グループに報告する。
- 5) ソフトウェア検定グループは、IFC 検定員を認定する。

25.4 IFC 検定員研修

IFC 検定員研修では、次の項目を説明する。

- 1) すべての IFC 検定に共通する項目
 - IFC 検定ガイドライン
- 2) 対象の IFC 検定に関する項目
 - IDM
 - MVD
 - 検定実施要領
 - 検定要領
 - 検定課題
 - ソフトウェア性能情報

26 附属書 H (参考) 改訂履歴内訳

26.1 第 1 版修正 1

修正版発行 2020 年 1 月 14 日

頁	項目	内容
P23	16 異議申し立て	『意義』を『異議』に訂正
P26	19 附属書 A	『19.5 ソフトウェアと IFC 入出機能が一体でない場合』を『19.5 ソフトウェアと IFC 入出力機能が一体でない場合』に訂正
P28	21 附属書 C	『21.1 IFC 検定申の込み手順』を『21.1 IFC 検定の申し込み手順』に訂正
P28	21 附属書 C	『21.1 IFC 検定の申し込み手順』の図のキャプション『図 21-1 IFC 検定の実施手順』を追加
P28	21 附属書 C	『21.1 IFC 検定の申し込み手順』の図中にある『受験者』を『受検者』に訂正
P33	23 附属書 E	『23.5 認証ロゴの使用規則』に示すロゴの認証番号 CVL01-e-1800』を『CVL01-18-e-00』に訂正
P39	26 附属書 H	『認定ソフトウェア』を『認証ソフトウェア』に訂正
P42	28 附属書 J	附属書 J (参考) 改訂履歴内訳を追加

26.2 第 1 版修正 2

修正版発行 2020 年 2 月 7 日

頁	項目	内容
---	文書名	文書名の変更
---	まえがき	まえがきを追加
P20	17 情報の公開等	検定要領および検定課題を『17.2 一般への情報公開』から『17.1 bSJ 会員への情報の開示』に変更
P24	21 附属書 C	『21.1.2 検定料の支払いを確認する』の文を修正
P26	21 附属書 C	『21.3 検定料の支払い』の請求書の記載事項を削除
P31	23 附属書 E	『23.5.4 認証ロゴ (連名) のデザイン』を追加

26.3 第 1 版修正 3

修正版発行 2020 年 3 月 6 日

頁	項目	内容
P28	23 附属書 E	『認証証』を『合格証書』に変更

26.4 第 1 版修正 4

修正版発行 2020 年 9 月 4 日

頁	項目	内容
P33	24 附属書 F	24.2.2 その他の適合性 『受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルが、属性情報、色等に一致しているか確認する。確認方法は、検定要件に定める。』を『IFC ファイルを検定ソフトウェアに入力し、属性情報、色等に一致しているか確認する。確認方法は、検定要件に定める。』に訂正

26.5 第 1 版修正 5

修正版発行 2020 年 10 月 9 日

頁	項目	内容
---	表紙	<ul style="list-style-type: none"> 『IFC 検定委員会』を『技術標準委員会 IFC 検定小委員会』に変更。これに伴い、全ページの『IFC 検定委員会』を『IFC 検定小委員会』に変更。 著作権に関する記載を追記。
P7	7 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 『IFC による情報連携のプロセス、交換要求、機能要求等を定めた IDM』を『IFC による情報連携のプロセス、交換要求、モデル要件、機能要求等を定めたモデル情報交換要件 (以下、IDM)』に変更。これに伴い、全ページの『モデル要件』を『IDM』に変更。 『IFC の利用ルールを定めた MVD (以下、検定 MVD という)』を『IFC の利用ルールを定めたモデルビュー定義 (以下、MVD)』に変更。これに伴い、全ページの『検定 MVD』を『MVD』に変更。
P13	11 IFC 検定で用いる基準	<ul style="list-style-type: none"> 『IFC 検定実施ガイドライン』を『IFC 検定ガイドライン』に修正 『IFC』を『IFC 仕様書』に修正 『検定実施要領』を追記

26.6 第 1 版修正 6

修正版発行 2021 年 3 月 5 日

頁	項目	内容
P9	9 IFC 検定	<ul style="list-style-type: none"> 9.2.1 に『入力検定に対する検定要件を「附属書 F (規定) 検定要件の確認方法に示す。』を追記。 9.2.2 に『出力検定に対する検定要件を「附属書 F (規定) 検定要件の確認方法」に示す。』を追記。 9.2.3 に『入出力検定に対する検定要件を「附属書 F (規定) 検定要件の確認方法」に示す。』を追記。
P12	10 IFC 検定の実施手順	<ul style="list-style-type: none"> 10.3.1 の『受検者は、検定要領に応じて IFC ファイル等の資料を提出する場合がある。』を『IFC 検定委員会は、検定要領に応じて IFC ファイル等の資料の提出を求める場合がある。』に訂正。
P23	20 附属書 B	<ul style="list-style-type: none"> 20.2 の『定期検定の特例を受けることを希望する受検者は、定期検定の申し込みに際して、20.1 に示す通常検定受検時の記録をすべて提出しなければならない。』を『定期検定の特例を受けることを希望する受検者は、定期検定の申し込みに際して、20.1 に示す通常検定受検時の記録と同等の内容の定期検定申請時における再調査記録を提出しなければならない。』に訂正。 20.3 の『定期検定を受検しなければならない』を『通常検定を受検しなければならない』に訂正。
P26	21 附属書 C	<ul style="list-style-type: none"> 21.2.3 に『検定希望時期 (検定申込日から起算して 180 日以内とする)』を追記。
P31	23 附属書 E	<ul style="list-style-type: none"> 23.5.4 の表題に『土木 IFC 検定に関する』を追記。
P32	24 附属書 F	<ul style="list-style-type: none"> 24.1.1 に『検定課題に従って作成し、』を追記。 24.1.1 の『IFC と一致』を『IFC スキーマと一致』に訂正。 24.1.2 に『検定課題に従って作成し、』を追記。 24.1.3 に『検定課題に従って作成し、』を追記。 24.1.4 に『検定課題に従って作成し、』を追記。 24.1.5 に『検定課題に従って作成し、』を追記。 24.1.5 の『IFC ファイルが、属性情報、色等に一致』を『IFC ファイルが、検定課題に示す色等に一致』に訂正。 24.2.1 の『受検ソフトウェアに IFC ファイルを入力し、』を『検定課題の IFC ファイルを受検ソフトウェアに入力し』に訂正。 24.2.2 の『受検ソフトウェアに IFC ファイルを入力し、』を『検定課題の IFC ファイルを受検ソフトウェアに入力し』に訂正。 24.2.2 の『入力し、属性情報、色等に一致』を『入力し、検定課題の IFC ファイルの色等に一致』に訂正。 『24.3 入力検定』を追加。

		<ul style="list-style-type: none"> 『24.3.1 IFC ファイルの適合性』を追加。
P38	27 附属書 I	<ul style="list-style-type: none"> 27.1.1 に『設備基本モデルビュー定義 bSJ-MEP-MVD01-2021』を追記。 27.2 に『bSJ-CVL-MVD01-2018』および『土木モデルビュー定義 2020 bSJ-CVL-MVD02-2020』を追記。

26.7 第1版修正7

修正版発行 2021年6月4日

頁	項目	内容
-	問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> メールアドレスを『ifc-qual-office@building-smart.jp』から『ifc-qual-office@building-smart.or.jp』に修正。
P8	8 運営組織	<ul style="list-style-type: none"> 『bSJ 理事会は、検定完了の承認を行う。』を『bSJ 理事会は、IFC 検定の結果の認証を行う。』に変更。
P10	9 IFC 検定	<ul style="list-style-type: none"> 9.3.1 の『ソフトウェア識別情報に記載のソフトウェアのバージョン等を変更した場合』を『申込書のソフトウェア識別情報を変更した場合』に変更。
P11	10 IFC 検定の実施手順	<ul style="list-style-type: none"> 図 10-1 を、10.4 および 10.5 のタイトルの変更に応じて対応箇所を変更。 10.3 に『IFC 検定は、IFC 検定小委員会が認めた IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員が実施する。』を追記。
P12	10 IFC 検定の実施手順	<ul style="list-style-type: none"> 10.4 のタイトルを『IFC 検定合格を認証する』から『IFC 検定の結果を承認する』に変更。 10.4 の『IFC 検定小委員会委員長は、IFC 検定合格を認証し、bSJ 理事会に報告する。』を『IFC 検定小委員会委員長は、IFC 検定の結果を承認し、bSJ 理事会に報告する。』に変更。 10.5 のタイトルを『IFC 検定完了を承認する。』から『IFC 検定の結果を認証する』に変更。 10.5 の『bSJ 理事会は、IFC 検定合格の認証を確認し、IFC 検定完了を承認する。』を『bSJ 理事会は、IFC 検定の結果を認証する。合格の場合は、IFC 検定合格証書を発行する。』に変更。 10.6 の『IFC 検定事務局は、bSJ 理事会による IFC 検定完了の承認に基づいて、IFC 検定結果を受検者に通知する。』を『IFC 検定事務局は、bSJ 理事会による IFC 検定の結果の認証に基づいて、IFC 検定結果を受検者に通知する。』に変更。
P14	12 IFC 検定の可否の判定	<ul style="list-style-type: none"> 12.3 の『IFC 検定の可否の判定により不合格となった場合』を『IFC 検定の判定が不合格となった場合』に修正。
P24	21 附属書 C	<ul style="list-style-type: none"> 21.1.1 の『IFC 検定の申し込みを確認する』を削除。 21.1.1 の『受検者は、IFC 検定事務局に対して、bSJ のホームページから IFC 検定の申し込みを行う。』を『受検者は、IFC 検定申込書を作成し、IFC 検定申込書を IFC 検定事務局にメールで送付することで IFC 検定の申し込みを行う。』に変更。
P25	21 附属書 C	<ul style="list-style-type: none"> 21.2 のタイトルを『IFC 検定の申し込み』を『IFC 検定申込書』に変更
P26	21 附属書 C	<ul style="list-style-type: none"> 21.2.3 の『(検定申込日から起算して 180 日以内とする)』を『(検定申込日から起算して、IFC 検定の実施の開始を 4 か月以内とする)』に変更
P28	23 附属書 E	<ul style="list-style-type: none"> 『IFC 検定合格合格証書』を『IFC 検定合格証書』に変更
P36	26 附属書 H	<ul style="list-style-type: none"> 26.2.1 に『リリース日またはリリース予定日』『シリーズ数および一覧』を追加。
P38	27 附属書 I	<ul style="list-style-type: none"> 附属書 I (規定) IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員を追加。
P40	28 附属書 J	<ul style="list-style-type: none"> 『附属書 I (参考) MVD』を『附属書 J (参考) MVD』に変更。
P41	29 附属書 K	<ul style="list-style-type: none"> 『附属書 J (参考) 改訂履歴内訳』を『附属書 K (参考) 改定履歴内訳』に変更。

26.8 第1版修正8

修正版発行 2021年7月28日

頁	項目	内容
P21	18 免責事項	<ul style="list-style-type: none"> 『bSJ は、認証ソフトウェアから出力されたデータに関する一切の責任を免れるものとする。』を『bSJ は、認証ソフトウェアから書き出されたデータおよび認証ソフトウェアが読み込んだデータに関する一切の責任を免れるものとする。』に変更
P29	23 附属書 E	<ul style="list-style-type: none"> 23.5.1 の認証ロゴのデザインを変更 23.5.2 のタイトルを『認証ロゴの色の指定』から『認証ロゴの色およびフォント』の指定に変更 23.5.2 の『認証ロゴをホームページや電子情報に教示する場合の認証ロゴの色の指定は、次の通りとする。』を『認証ロゴの色およびフォントは、buildingSMART International の規定に従う。認証ロゴの色は、次に示すカラーまたはモノクロとする。』に変更 23.5.2 の図を変更 23.5.3 の『認証ロゴは、認証ロゴのデザインおよび色の指定を変更して使用してはならない。認証ロゴの違反を次に示す。』を 23.5.2 に移動 23.5.2 の認証ロゴの違反の例を変更
P30	23 附属書 E	<ul style="list-style-type: none"> 23.5.3 の『ソフトウェア名だけではなく bSJ のホームページで公開しているバージョンを明記しなければならない。』を『認証ロゴを示す際は、bSJ のホームページで公開しているソフトウェアの名称ならびにバージョンを明記しなければならない。』に変更 23.5.3 に『性能表示書がある場合の記載例を次に示す。』および図を追加
P31	23 附属書 E	<ul style="list-style-type: none"> 23.5.4 の認証ロゴのデザインを変更

26.9 第 2 版

発行 2022 年 12 月 XX 日

※：削除の場合、変更後の欄に<削除>を示す。追記の場合、変更前の欄に<追加>を示す。

頁	項目	変更前/削除※	変更後/追記※
---	全体	IFC 検定小委員会 公開 IFC 検定事務局 性能表示書 認証ソフトウェア 認証の有効期間 認証ロゴ 認証番号	ソフトウェア検定グループ 公表 bSJ 事務局 ソフトウェア性能情報 合格ソフトウェア 合格の有効期間 合格ロゴ 合格証明番号
P8	8 運営組織	IFC 検定小委員会は、IFC 検定を行う。 <追加> bSJ 理事会は、IFC 検定の結果の認証を行う。	ソフトウェア検定グループは、IFC 検定の企画、運営、結果の承認を行う。 IFC 検定チームは、IFC 検定を実施する。 bSJ 代表理事は、IFC 検定の結果の認証を行う。
P10	9.3.1 通常検定	検定区分に基づいて、IFC 検定の対象となる機能を確認する。初めて IFC 検定を受検する場合のほか、認証ソフトウェアにおいても、次の場合は新規の通常検定が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> 申込書のソフトウェア識別情報を変更した場合。 性能表示書の記載事項に変更が生じた場合。 入力機能や出力機能などに変更が生じた場合。 	検定区分に基づいて、IFC 検定の対象となる機能を確認する。通常検定に合格した場合、検定合格証明書の発行日の翌月を 1 か月目として 12 か月目までを合格の有効期間とする。 初めて IFC 検定を受検する場合のほか、合格ソフトウェアにおいても、次の場合は、新規の通常検定が必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア識別情報を変更した場合。 性能表示書の記載事項に変更が生じた場合。

P10	9.3.2 定期検定	<p>定期検定は、認証ソフトウェアを対象に、所定の品質を維持していることを確認することを目的に、通常検定に準じた検定を行う。受検可能期間は、IFC 検定結果の公開の翌月から12か月目の前後2ヶ月の間（10ヵ月目～14ヵ月目）で、受検者からの申請により実施する。定期検定に合格すると合格の有効期間を12か月延長し、性能表示書の合格の有効期間を更新する。定期検定に合格しても、合格の有効期間以外の性能表示書の記載事項は変更しない。定期検定に合格できない場合は、期限付きで修正を求める。修正できない場合、当該事実を性能表示書に追記する、または認証を取り消す場合がある。</p> <p>認証ソフトウェアが通常検定の受検時と変更がないと認められた場合は、定期検定に合格したものとして合格の有効期間を延長する（以下、定期検定の特例という）。</p> <p>定期検定の特例の判断は「附属書 B（規定）定期検定の特例」によるものとする。定期検定を受検しなかった場合も、認証は取り消さない。</p>	<p>定期検定は、合格ソフトウェアを対象に、所定の品質を維持していることを確認することを目的に、通常検定に準じた検定を行う。定期検定は、性能表示書に記載の項目が、通常検定の受検時点と合格の有効期間の末の時点で変更がない場合に受検できる。定期検定に合格した場合、合格の有効期間を12か月延長する。定期検定に不合格の場合、合格の有効期間の末で合格を取り消す。</p>
P10	9.3.3 臨時検定	<p>臨時検定は、認証ソフトウェアを対象に、ユーザーからの報告で IFC 検定に著しい影響がある事態が生じた場合など、緊急に必要なに応じて臨時に実施する。臨時検定に合格できない場合は、期限付きで修正を求める。修正できない場合、当該事実を性能表示書に追記する、または認証を取り消す場合がある。</p>	<p>合格ソフトウェアを対象に、ユーザーからの報告等で IFC 検定の結果に著しい影響がある事態が判明した場合などに、当該事実をホームページ等で公表するとともに、必要に応じて臨時検定を実施する。臨時検定に合格できない場合は、期限付きで修正を求める。修正できない場合は、認証を取り消す。</p>
P11	10.3 IFC 検定の実施を指示する	<追加>	<p>ソフトウェア検定グループは、IFC 検定の実施内容に応じた IFC 検定グループを設置し、IFC 検定グループに IFC 検定の実施を指示する。IFC 検定グループは、ソフトウェア検定グループが認めた IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員で構成する。</p>
P12	10.4 IFC 検定を実施する	<p>IFC 検定は、ソフトウェア検定グループが認めた IFC 検定リーダーおよび IFC 検定員で構成する IFC 検定チームが実施する。</p> <p>IFC 検定は、検定区分および検定種別に関わらず、次の3段階の手順を原則とする。</p> <p>第1段階 IFC 検定委員会は、検定要領に応じて IFC ファイル等の資料の提出を求める場合がある。IFC 検定チームは、受検者が提出した IFC ファイル等が検定要件を満たしているか確認する。</p> <p>第2段階 IFC 検定チームおよび受検者は、双方の立ち合いにおいて受検ソフトウェアが検定要件を満たしているか確認する（以下、ワークショップという）。</p> <p>IFC 検定チームは、受検者に第3段階の実施に必要な資料として IFC ファイル等の資料の提出を求める場合がある。</p>	<p><削除></p> <p>IFC 検定は、検定区分および検定種別に関わらず、次の作業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① IFC 検定チームは、検定要領に従い、受検者に IFC ファイル等の提出を求める。IFC 検定チームは、受検者が提出した IFC ファイル等が検定要件を満たしているか確認する。 ② IFC 検定チームおよび受検者は、双方の立ち合いにおいて受検ソフトウェアが検定要件を満たしているか確認する（以下、ワークショップという）。 ③ IFC 検定チームは、ワークショップにおいて受検者に IFC ファイル等の提出を求める場合がある。 ④ IFC 検定チームは、①から③までの実施内容を精査し、IFC 検定の可否を判定す

		<p>第3段階 IFC 検定チームは、第2段階までの実施内容を精査し、検定要件を満たしていることを再確認の上、IFC 検定の可否の判定を行い、検定報告書および性能表示書を作成する。</p>	<p>る。IFC 検定チームは、次の資料を作成し、ソフトウェア検定グループに提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検定報告書 ソフトウェア性能情報
P12	10.5 IFC 検定の結果を承認する	<p>IFC 検定小委員会は、IFC 検定小委員会委員長に検定報告書および性能表示書を提出する。IFC 検定小委員会委員長は、検定報告書および性能表示書を精査する。IFC 検定小委員会委員長は、IFC 検定の結果を承認し、bSJ 理事会に報告する。</p>	<p>ソフトウェア検定グループは、検定報告書およびソフトウェア性能情報を精査し IFC 検定の結果を承認する。ソフトウェア検定グループは、次の資料を作成し、bSJ 代表理事に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 合格の場合：IFC 検定合格証明書、IFC 検定合格証書 不合格の場合：不合格通知書
P12	10.6 IFC 検定の結果を認証する	<p>bSJ 理事会は、IFC 検定の結果を認証する。合格の場合は、IFC 検定合格証書を発行する。</p>	<p>bSJ 代表理事は、IFC 検定の結果を認証する。bSJ 代表理事は、次の資料を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 合格の場合：IFC 検定合格証明書、IFC 検定合格証書 不合格の場合：不合格通知書
P12	10.7 IFC 検定の結果を通知する	<p><追加></p>	<p>bSJ 事務局は、IFC 検定結果を受検者に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 合格の場合：IFC 検定合格証明書、IFC 検定合格証書、合格ロゴ 不合格の場合：不合格通知書
P13	10.8 IFC 検定の結果を公表する	<p>IFC 検定事務局は、bSJ 理事会による IFC 検定の結果の認証に基づいて、IFC 検定結果を受検者に通知する。IFC 検定に合格した場合、IFC 検定結果を WEB サイトで公開する。IFC 検定の認証番号は「附属書 D (規定) 認証番号」に示す通りとする。IFC 検定事務局は、受検者に IFC 検定合格証書、合格ロゴを交付する。受検者は、合格ロゴの使用に際して「附属書 E (規定) 合格証書および合格ロゴの使用規則」を遵守しなければならない。</p>	<p>合格の場合、bSJ 事務局は、次の資料を WEB サイトで公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 合格ソフトウェアに関する次の情報 ソフトウェアの名称およびバージョン アドオンの名称およびバージョン 検定区分 合格の有効期間 <p>検定合格証明書</p>
P15	12.1 検定要件の判定	<p>保留が発生した場合、すみやかに IFC 検定小委員会を開催し、検定要件の確認を行ったうえで再判定を行う。</p>	<p>保留が発生した場合、ソフトウェア検定グループにおいて、すみやかに検定要件の確認を行ったうえで再判定を行う。</p>
P16	13 有効期間	<p>13 認証</p>	<p>13 有効期間</p>
P16	13.1 合格の有効期間	<p>13.1 認証の有効期間</p>	<p>13.1 合格の有効期間</p>
		<p>IFC 検定合格の認証の有効期間は、IFC 検定合格証明書の発行日の翌月より 12 か月とする。認証の有効期間は、ホームページに掲載する。認証の有効期間の期限となった時点で、ホームページの掲載を終了する。</p>	<p>IFC 検定の合格の有効期間は、検定合格証明書の発行日の翌月より 12 か月とする。</p>
P16	13.2 定期検定の受検期間が合格の有効期間を超える場合	<p><追加></p>	<p>定期検定の受検が、合格の有効期間を超えて 13 か月目から 14 か月目に及ぶ場合、bSJ ホームページに掲載の合格の有効期間は、変更せず、14 か月目まで掲載を継続する。</p>
P16	13.3 合格の取り消し	<p>13.2 認証の取り消し</p>	<p>13.3 合格の取り消し</p>
		<p>ソフトウェア検定グループは、以下の場合、認証を取り消す。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFC 検定の不正行為が判明した場合。 	<p>合格の有効期間内に、次の事実が判明した場合、合格を取り消す。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFC 検定の申し込みに虚偽の記載が判明した場合。

			<ul style="list-style-type: none"> • IFC 検定の実施における不正行為が判明した場合。 • 合格ソフトウェアに関するホームページ、カタログ等の記載が、ソフトウェア識別情報、ソフトウェア性能情報と異なることが判明した場合。 • 合格ロゴの使用が不適切であることが判明した場合。
P17	14.1 原則	<記載なし>	通常検定、定期検定、臨時検定および再検定の料金は、検定毎に定める。
---	14.2 通常検定	通常検定の検定料金は以下の通りとする。 出力検定 40万円（消費税別） 入力検定 40万円（消費税別） 入出力検定 60万円（消費税別）	<削除>
---	14.3 定期検定	定期検定の検定料金は以下の通りとする。 出力検定 20万円（消費税別） 入力検定 20万円（消費税別） 入出力検定 30万円（消費税別）	<削除>
---	14.4 臨時検定	臨時検定の検定料金は以下の通りとする。 出力検定 10万円（消費税別） 入力検定 10万円（消費税別） 入出力検定 15万円（消費税別）	<削除>
---	14.5 再検定	再検定の検定料金は以下の通りとする。 NGの修正1件につき 10万円（消費税別）	<削除>
---	14.6.2 定期検定の特例	定期検定の特例は、無料とする。	<削除>
P21	17.1 bSJ 会員への情報の公表	bSJ 会員に以下の情報を開示する。 • MVD • 検定要領および検定課題 bSJ 会員のうちスポンサー会員には以下の情報を開示する。 • 検定報告書	bSJ 会員に、会員サイトまたは、情報共有サービスにて次の情報を公表する。 • MVD bSJ 会員のうちスポンサー会員には、さらに次の情報を開示する。 • 検定報告書
P21	17.2 bSJ 非会員への情報の公表	ソフトウェアの IFC に関する機能の実装状況を公開し、ユーザーのソフトウェア選定の一助とするため、関連情報を一般に公開する。 • ソフトウェア識別情報 • 性能表示書 • IDM	bSJ 非会員に、WEB サイトにて次の情報を公表する。 • IDM • 検定要領 • 検定課題の一部 • 受検者の会社名 • 合格ソフトウェアに関する次の情報 ➢ ソフトウェアの名称およびバージョン ➢ アドオンの名称およびバージョン ➢ 検定区分 ➢ 合格の有効期間 ➢ 検定合格証明書
---	20 付属書 B（規定）定期検定の特例	定期検定の特例は、通常検定受検時の記録と定期検定の申し込み内容を比較することで判断する。 20.1 通常検定受検時の記録 通常検定受検時に以下の情報等を記録する。 • ソフトウェア識別情報 • 実行ファイルのサイズ • ソフトウェア操作時の画面キャプチャ • 入力検定は、検定課題の IFC ファイルを	<削除>

		入力した際のソフトウェアのオリジナルファイル ・ 出力検定は、検定課題を作成したオリジナルファイル 20.2 定期検定の申し込み 定期検定の特例を受けることを希望する受検者は、定期検定の申し込みの際に、20.1に示す通常検定受検時の記録と同等の内容の定期検定申請時における再調査記録を提出しなければならない。 ソフトウェア検定グループは、提出物を確認し、通常検定時と変更がないと認めた場合は、定期検定の特例を適用する。 20.3 虚偽の申告があった場合 定期検定の特例を受けた受検者の提出物に虚偽が認められた場合は、特例を取り消して通常検定を受検しなければならない。	
P25	20.1 IFC 検定の申し込み手順	図 20-1 の以下を削除。 ・ ゲートウェイ「支払い期限内？」 ・ 終了イベント「申込完了」および「申込無効」	図 20-1 の以下を追加 ・ タスク「検定料金の請求書を送付する」 ・ タスク「検定料金を支払う」 ・ 最後の終了イベント
P25	20.1.1 IFC 検定の受検を申し込む	受検者は、IFC 検定申込書を作成し、IFC 検定申込書を bSJ 事務局にメールで送付することで IFC 検定の申し込みを行う。 bSJ 事務局は、受検者からの IFC 検定の申し込みの内容を確認し、不備の有無を受検者に通知する。この通知は、申し込み日の翌日から起算して 5 営業日以内に行う。不備がある場合、受検者は当該部分を修正し、bSJ 事務局に提出する。不備がない場合、bSJ 事務局は、受検者に検定料金の請求書を送付する。	受検者は、IFC 検定申込書を作成し、IFC 検定申込書を bSJ 事務局にメールで送付することで IFC 検定の申し込みを行う。
P25	20.1.2 IFC 検定の申し込みを確認する	<追加>	bSJ 事務局は、受検者からの IFC 検定の申し込みの内容を確認し、不備の有無を受検者に通知する。この通知は、申し込み日の翌日から起算して 5 営業日以内に行う。不備がある場合、受検者は、当該部分を修正し、bSJ 事務局に提出する。
P25	20.1.3 検定要件の除外の特例の内容を決定する	<追加>	検定要領に検定要件の除外の特例がある場合、ソフトウェア検定グループは、受検者と協議し、検定要件の除外の項目を定める。
P25	20.1.4 検定料金の請求書を送付する	<追加>	申込書に不備がない場合、bSJ 事務局は、受検者に検定料金の請求書を送付する。受検者は、納期内に検定料金を支払う。支払い期限は、請求書に記載の請求日から起算して 60 営業日とする。
P26	20.1.5 検定料を支払う	<追加>	受検者は支払い期限内に検定料を支払う。
P26	20.1.6 検定料金の支払いを確認する	bSJ 事務局は、IFC 検定の申し込みを受理し、検定料金の請求書を請求担当者に送付する。受検者は納期内に検定料金を支払う。支払い期限は、請求書に記載の請求日から起算して 60 営業日とする。bSJ 事務局は、支払い期限内に入金を確認した場合、ソフトウェア検定	bSJ 事務局は、支払い期限内に入金を確認した場合、ソフトウェア検定グループに IFC 検定の申し込みの完了を通知する。支払い期限内に検定料金の入金を確認できない場合、bSJ 事務局は、IFC 検定の申し込みを無効とし、受検者に通知する。

		グループに IFC 検定の申し込みの完了を通知する。支払い期限内に検定料金の入金を確認できない場合、bSJ 事務局は IFC 検定の申し込みを無効とし、受検者に通知する。	
P25	20.2.2 ソフトウェア識別情報	ソフトウェア識別情報は、IFC 検定の 1 単位を識別するために定めた情報のセットと定義する。IFC 検定の申し込みに必要なソフトウェア識別情報は次の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア名称（ふりがな） バージョン 開発会社名（ふりがな） 販売会社名（ふりがな） リリース日またはリリース予定日 シリーズ数および一覧 	ソフトウェア識別情報は、IFC 検定の 1 単位を識別するために定めた情報のセットと定義する。IFC 検定の申し込みに必要なソフトウェア識別情報は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアの名称（ふりがな） ソフトウェアのバージョン アドオンの名称（ふりがな） アドオンのバージョン 開発会社名（ふりがな） 販売会社名（ふりがな） リリース日またはリリース予定日 シリーズ数および一覧
P26	20.4 定期検定申し込み期間および受検期間	<追加>	定期検定の申し込み期間および受検期間は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 申し込み期間：合格の有効期間の 10 か月目から 11 か月目の 2 ヶ月 受検期間：合格の有効期間の 10 か月目から 14 か月目の 5 ヶ月
P27	20.3 検定料金の支払い	bSJ 事務局は、受検者に検定料金の請求書を送付する。	<削除>
P33	23.1.2 MVD との適合性	検定課題に従って作成し、受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルを、オブジェクト図作成ツールに読み込み、オブジェクト図を作成して、オブジェクト図が MVD と一致していることを確認する。 IFC 検定で使用するオブジェクト図作成ツールは、受検者にあらかじめ知らせる。	検定課題に従って作成し、受検ソフトウェアが出力した IFC ファイルを、オブジェクト図作成ツール等に読み込み、オブジェクト図を作成して、オブジェクト図が MVD と一致していることを確認する。 IFC 検定で使用するオブジェクト図作成ツール等は、受検者にあらかじめ知らせる。
---	26 附属書 H(規定) IFC 検定に関する情報の公表	bSJ 会員および bSJ 非会員に対する情報の公表は次の通りとする。 26.1 bSJ 会員に対する情報の公表 bSJ 会員に対する情報の公表は、会員サイトまたは情報共有サービスにて行う。 26.1.1 MVD bSJ 会員に、MVD を公表する。 26.1.2 検定要領および検定課題 bSJ 会員に、検定要領および検定課題の一部を公表する。 26.1.3 検定報告書 bSJ 会員のうちスポンサー会員に、検定報告書を公表する。 26.2 bSJ 非会員に対する情報の公表 bSJ 非会員に対する情報の公表は、bSJ ホームページにて行う。 26.2.1 ソフトウェア識別情報 bSJ 非会員に、認証ソフトウェアに関する、ソフトウェア識別情報を公表する。公表するソフトウェア識別情報は以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア情報 ソフトウェア名称 バージョン 	<削除>

		<ul style="list-style-type: none"> • 開発社名 • 販売会社 • リリース日またはリリース予定日 • シリーズ数および一覧 • その他上記に附帯する事項 • IFC 検定情報 • MVD の名称 • 検定区分 • 合格の有効期間 • その他上記に附帯する事項 <p>26.2.2 性能表示書 bSJ 非会員に、認証ソフトウェアの性能表示書を公表する。</p> <p>26.2.3 IDM bSJ 非会員に、IDM を公表する。</p> <p>26.3 bSJ 非会員に対する情報の開示 IFC 検定を希望する bSJ 非会員は、bSJ 事務局に情報の開示申請を行い、ソフトウェア検定グループが情報の開示の可否を審査する。</p>	
---	28 附属書 J (参考) MVD	<p>IFC 検定で過去に用いた MVD を参考として示す。</p> <p>28.1 建築委員会が管理する MVD</p> <p>28.1.1 設備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設備モデルビュー定義 2014 MVD_BS-Model-View_2014 • 設備モデルビュー定義 2015 MVD_BS-Model-View_2015 • 設備モデルビュー定義 2016 MVD_BS-Model-View_2016 • 設備モデルビュー定義 2017 MVD_BS-Model-View_2017 • 設備基本モデルビュー定義 2021 bSJ-MEP-MVD01-2021 <p>28.1.2 仕上げ積算</p> <ul style="list-style-type: none"> • 仕上げ積算モデルビュー定義 2015 MVD_AR-QTO-Model-View_2015 <p>28.1.3 建築確認</p> <ul style="list-style-type: none"> • 建築確認モデルビュー定義 2015 MVD_AR-BCC-Model-View_2015 • 建築確認モデルビュー定義 2016 MVD_AR-BCC-Model-View_2016 • 建築確認モデルビュー定義 2017 MVD_AR-BCC-Model-View_2017 <p>28.1.4 鉄骨</p> <ul style="list-style-type: none"> • 鉄骨モデルビュー定義 2017 MVD_ST-STL-Model-View_2017 <p>28.2 土木委員会が管理する MVD</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土木モデルビュー定義 2018 bSJ-CVL-MVD01-2018 • 土木モデルビュー定義 2020 bSJ-CVL-MVD02-2020 	<削除>